
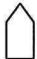







事故発生状況報告書

別紙交通事故証明書に補足して下記の通り報告いたします

甲 (甲車の運転手)	氏名	乙 (被害者)	氏名	運転・同乗 { 甲車 甲車以外の車 歩行・その他	
速 度	甲車 km/h(制限速度 km/h)	甲車以外の車 km/h(制限速度 km/h)			
事故現場における自動車と被害者との状況を図示して下さい。	事故発生状況略図 (道幅をmで記入してください。)				
て上記図の 下さい。説明を書い	甲 車  甲車以外の車  進行方向  信 号  一時停止  人 間  自転車・オートバイ 				

甲車以外の車について判明している場合、ご記入ください。

自動車の番号		運 転 手	氏 名 (電話)
保 有 者	〒 住所		氏 名 (電話)

年 月 日

報告者 甲との関係() 氏 名 _____ (印)
 乙との関係() 氏 名 _____ (印)

念 書

年 月 日 において
の不正行為により の受けた疾病
に関し、健康保険法による保険給付を受けた場合は、私が加害者に対して有する損害賠償請求権を健康保険法57条の規定によって、組合が給付の価額の限度において取得行使し、且つ賠償金を受領することに異義のないことをここに書面をもって申し立てます。
なお、合わせて、下記事項を遵守することを誓約します。

記

1. 加害者と示談を行おうとする場合には必ず前もって貴職にその内容を申し出ること。
2. 加害者側に白紙委任状を渡さないこと。
3. 加害者側から本日以後金銭を受領したときは内容、金額を直ちにもれなく貴職に届け出ること。
4. 自賠償保険に被害者請求をする場合は必ず前もってその内容を貴職に届け出ること。

年 月 日

被保険者 住所
氏名

⑩

グラクソ・スミスクライン健康保険組合 殿

念書について

○交通事故で健保を使った時は相手方との示談は自由に行っていただいて結構ですが、健保財政上などの関係がありますので示談内容がわかった時点で健保組合へご連絡ください。

○「加害者から金銭を受領した」というのは、慰謝料、休業補償、健保の現金給付にあたるもの等の金銭を加害者から受領したことをいい、病院の窓口で支払った自己負担分は含まれません。

健保法57条について

健保組合は本来加害者が払うべき治療費を立替払いしているので、立替払いした部分については健保組合に請求権があります。ですから、健保組合負担分を加害者から受領した場合や、健保組合から付加給付、傷病手当金、埋葬料等を受給していて、同じ名目で加害者から金銭を受領していた場合、二重取得ということになるので、健保組合はこの条文にもとづいて被保険者に対し返還請求をしなければならないとなっています。

健保法 57条

保険者は第三者行為に因り生じた場合に於て保険給付をなしるときは、その価格の限度に於て保険給付を受くる権利を有する者（該当事故が被保険者の被扶養者に付き生じたる場合に於てもこれに同じ）が第三者に対して有する損害賠償請求の権利を取得する。前項の場合に於て保険給付を受くる権利を有する者が第三者より同一事由につき損害賠償を受けたときは保険者はその価格の限度に於て保険給付の責を免れる。